

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則	訓 令 甲	告 示
○核燃料税条例の施行期日を定める規則 (税務課)	○核燃料税条例施行規則 (同)	○宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令 (税務課)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)	○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (建築宅地課)	○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事 務の委託(三件) (教育庁高校教育課)
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課)	○宮城県登米総合産業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収 事務の委託(二件) (同)	○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件) (契約課)
○指定障害福祉サービス事業者の廃止 (同)	○政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十八年分) (同)	○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数 (同)
○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (建築宅地課)	○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選 挙権を有する者の数 (同)	

規 則

挙権を有する者の数

一一一

核燃料税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

核燃料税条例の施行期日を定める規則

核燃料税条例(平成二十九年宮城県条例第六十四号)の施行期日は、平成三十年六月二十一日とする。

核燃料税条例施行規則をここに公布する。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十二号

核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、核燃料税条例(平成二十九年宮城県条例第六十四号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴税吏員の委任)

第二条 知事は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。)第一条第一項第三号の徴税吏員としての権限に属する事務のうち次に掲げるものを、総務部税務課に勤務する職員に委任する。

一 核燃料税に係る徴収金の徴収に関すること。

二 核燃料税の賦課徴収に関する調査をするために質問及び検査をすること。

三 核燃料税に係る徴収金の滞納処分に関すること。

四 その他知事が指定する核燃料税に係る事務に関すること。

2 知事は、前項の事務を徴税吏員に行わせる場合においては、その事務の内容及び期間を定めてこれを行使せなければならない。

3 第一項の徴税吏員には、その身分を証する徴税吏員証を交付する。
(更正又は決定の通知)

様式第1号 (第5条関係)

核燃料税額割 申告書
修正申告書

付 印		宮 城 県 知 事 殿		※ 処理事項		発信年月日		精 査 検 算
		年 月 日		通 信 日 付 印		確 認 印		
発電用原子炉設置者 所在地 名称及び代表者氏名 法人番号		この申告の担当課名及び担当者氏名		部課名		担当者氏名 電話 ()		番
この申告の担当課名及び担当者氏名		区 分		課税標準		税率		税 額
申告額又は修正申告額		①		円		12/100		円
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した額		②				12/100		
この申告により納付すべき税額		③						
課 税 標 準 に 関 す る 明 細								
課税対象核燃料 (新規挿入分)			挿入核燃料数			核燃料の単価		
核燃料の金額 (課税標準額)			④			⑤		
核燃料の単価			⑥			④×⑤		
発電用原子炉の設置場所		発電用原子炉の名称		発電用原子炉への日		使用開始検査終了日		から日
課 税 対 象 外 核 燃 料		再 挿 入 分 体 数		⑧				
既 挿 入 分 体 数		⑨						
挿入核燃料の合計体数		⑦+⑧+⑨						
計		⑦		平均単価				

様式第2号 (第5条関係)

核燃料税出力割 申告書
修正申告書

付 印		宮 城 県 知 事 殿		※ 処理事項		発信年月日		精 査 検 算
		年 月 日		通 信 日 付 印		確 認 印		
発電用原子炉設置者 所在地 名称及び代表者氏名 法人番号		この申告の担当課名及び担当者氏名		部課名		担当者氏名 電話 ()		番
この申告の担当課名及び担当者氏名		区 分		課税標準		税率		税 額
申告額又は修正申告額		①		千kW		7,000円		円
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した額		②				7,000円		
この申告により納付すべき税額		③						
課 税 標 準 に 関 す る 明 細								
発電用原子炉の設置場所			課 税 期 間			熱 出 力		
課 税 期 間			④			④		
熱 出 力			⑤			④×⑤		
課税期間が3月に満たない場合			⑥			⑥/3		
熱 出 力			⑦			⑥×⑦		
備考								
合 計								

様式第3号 (第5条関係)

第 年 月 日 号

発電用原子炉設置者
所在地
名称(法人名) 殿

宮城県知事

印

核燃料税(価額割・出力割)更正決定通知書兼徴収金納額告知書

地方税法(第276条)の規定により下記のとおり(更正・決定)したので、通知します。
(第278条) (第279条)

申告書提出期限	年	月	日	申告書提出日	年	月	日
発電用原子炉 の名称				条例第3条第2項の 又は課税期間の末日			
区	分			課税標準	税率	税	額
更正・決定額							円
既に納付の確定した額							
過不足額							(イ)
過少申告加算金							(ロ)
不申告加算金							(ハ)
重加算金							(ニ)
				((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) 合計			

(備考)

- 上記の納付すべき不足税額及び加算金については、年 月 日までに同封の納付書により、納付書記載の納付場所に納付してください。
- この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることが出来ます。
- この処分について不服があつたこと、この処分について6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分について取り消しを提起すること、この処分について取り消しを提起すること、この処分について審査請求の裁決を請求すること、この処分について審査請求をされた日から3か月を経過しても裁決がないとき、審査請求の執行又は手続の執行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、他の決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

訓令 甲

○宮城県訓令甲第十八号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「平成二十四年宮城県条例第七十五号」第七條を「平成二十九年宮城県条例

第六十四号)第八條」に、「平成二十五年宮城県規則第六十二号」を「平成三十年宮城県規則第八十

二号」に改める。

様式第百十三号を次のように改める。

様式第113号

核燃料税課税台帳兼収入台帳

発電用 原子炉 設置者	所在地 名 称	発電用 原子炉	設置場所 名 称
-------------------	------------	------------	-------------

価額割	条令第3条第2項の日又は課税期間の末日	調定年月日	課税標準	税率	税額	収入年月日	収入額	未収入額	収入年月日	延滞金収入額
		申告年月日	千円	$\frac{12}{100}$		・ ・			・ ・	
出力割	申告年月日	千kW	7,000円	7,000円	差引調定額	・ ・			・ ・	
						・ ・			・ ・	
						・ ・			・ ・	
出力割	加算金決定年月日	不申告・過少・重	$\frac{12}{100}$	7,000円	差引調定額	・ ・			督促状発付年月日	
						・ ・			・ ・	
						・ ・			・ ・	

附 則

この訓令は、平成三十年六月二十一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第六百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二七〇〇七〇八	特定非営利活動法人ふれあい とみやホーム 黒川郡大和町もみじケ丘一丁目二十五の六 ハイツファインロード	共同生活援助	特定非営利活動法人ふれあい	平成二十九年十二月一日

○宮城県告示第六百八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四二二四〇〇三二九	スプリント亙理センター 亙理郡亙理町字東郷百五十七番地六	就労移行支援 就労継続支援A型	株式会社スプリント	平成三十年五月三十一日
〇四二二七〇〇一七九	とみやホーム 富谷市とちの木二丁目三十一	共同生活援助	特定非営利活動法人ふれあい	平成二十九年十一月三十日

○宮城県告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市青葉区上愛子字斉勝森一七・一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、宮城野区岩切字洞ヶ沢一三の一（次の図に示す部分に限る。）、字入生沢八二の一・八二の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字入生沢八二の一・八二の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市泉区上谷刈字赤坂四（次の図に示す部分に限る。）、字堤下一五、青葉区上愛子字斉勝森一七・一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、宮城野区岩切字洞ヶ沢一三の一（次の図に示す部分に限る。）、字入生沢八二の一・八二の一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字赤坂四、字堤下一五、字斉勝森一七・一九、字入生沢八二の一・八二の一四（以上二筆

について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市太白区秋保町馬場字西向七の一・七の二・七の五・二二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七の三、七の六から七の八まで

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 届出者の名称

株式会社国際確認検査センター

二 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

仙台市青葉区中央一丁目六番二十三号鹿島ビル

三 変更しようとする年月日

平成三十年六月一日

○宮城県告示第六百一十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百一十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

角田市藤田字鹿島百四十七番地一 荒川畜産 代表 荒川 大

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百一十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十年三月二十六日次のとおり委託した。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百一十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百一十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物の産直なかだ愛菜館における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十年四月一日次のとおり委託した。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番の一 協同組合産直なかだ愛菜館

二 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び数量 広域・圏域防災拠点運営用資機材 一式
- 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成三十一年三月十三日(水)
- 4 納入場所 蔵王町総合運動公園ほか四箇所
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
 (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

- による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成三十年六月二十七日(水)午後五時までに提出すること。
 - 三 入札書の提出場所等
 - 1 電子調達システムの利用
 - (一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。
 - (二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。
 - 2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課物品班(担当 鈴木 純子 電話〇二二一二二一三三三三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成三十年六月二十七日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年六月二十七日(水)から平成三十年七月五日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年七月五日(木)午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成三十年七月十一日(水)午前九時から平成三十年七月十九日(木)午後五時
まで

(二) 書面により入札書を出す場合

イ 日時 平成三十年七月十九日(木)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出するものとする。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年七月二十日(金)午前十時 宮城県庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Equipment for management of wide area disaster prevention bases (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 13, 2019 (Wed)

3 Place of Delivery : Zao Town General Athletic Park and 4 other locations

4 Deadline for Bid : July 19, 2018 (Thu), 5 : 00 pm.

5 Contact Person : Junko Suzuki Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570
Japan, Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年六月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 ホールボディカウンタ 一式

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成三十一年三月二十二日(金)

4 納入場所 国立病院機構仙台医療センター

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経

営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五)へ平成三十年六月二十七日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班(担当 鈴木 純子 電話〇二二一二一一三三三五)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成三十年六月二十七日（水）まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年六月二十七日（水）から平成三十年七月五日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年七月五日（木）午後五時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成三十年七月十一日（水）午前九時から平成三十年七月十九日（木）午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成三十年七月十九日（木）午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成三十年七月二十日（金）午前十時十分 宮城県庁庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十六号）第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札

に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Whole body counter (1 set)

2 Deadline for Delivery : March 22, 2019 (Fri)

3 Place of Delivery : Sendai Medical Center

4 Deadline for Bid : July 19, 2018 (Thu), 5: 00 p.m.

5 Contact Person : Junko Suzuki, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570

Japan. Tel.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出があった平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十二号の一部を次のとおり改める。

平成三十年六月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

土井とおる チャレンジ21の平成二十八年分収支報告書の要旨の

2 支出総額中

「2 支出総額 15,148,698」を「2 支出総額 15,153,698」に、

4 支出の内訳中

「経常経費 8,775,582」を「経常経費 8,933,991」に、

人件費 7,995,627」を「人件費 8,154,036」に、

「政治活動費 6,373,116」を「政治活動費 6,219,707」に改め、

組織活動費 3,164,781」を「組織活動費 3,011,372」に改め、

○宮選管告示第七十一号

平成三十年六月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年六月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、八八〇

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四二、九九五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八一、七三九	岩沼選挙区	一一、一八九
宮城野選挙区	五二、七四六	登米選挙区	二三、〇〇三
若林選挙区	三七、八七八	栗原選挙区	二〇、〇二七
太白選挙区	六三、六七九	東松島選挙区	一一、二五〇
泉選挙区	五九、九九五	大崎選挙区	三七、〇三六

石巻・牡鹿選挙区 四三、五〇三 柴田選挙区 一三、〇九八

塩釜選挙区 一五、七二四 亘理選挙区 一三、一八二

気仙沼・本吉選挙区 二二、五八一 宮城選挙区 一四、〇八五

白石・刈田選挙区 一三、八八一 富谷・黒川選挙区 二五、四二八

名取選挙区 二一、二〇五 加美選挙区 八、七四六

角田・伊具選挙区 一一、四九七 遠田選挙区 一一、八五六

多賀城・七ヶ浜選挙区 二二、六六九

○宮選管告示七十二号

平成三十年六月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成三十年六月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四二、九九五